破産手続廃止

平成２０年（フ）第３２４号
三重県桑名市大字大仲新田543番地２
破産者　平成建設株式会社
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
三重県四日市市赤堀２丁目10番９号
破産者　大野　雄介
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
福岡県大野城市若草３丁目14番15号
破産者　株式会社メン・テック
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７４号
福岡市南区大楠２丁目20番17―803号、商業登記簿上の本店所在地福岡市博多区博多駅東１丁目11番15号
破産者　有限会社クラッチ
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８５９号
福岡市博多区博多駅東１丁目11番15号
破産者　有限会社クローサー
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５号
青森県八戸市大字河原木字浜名谷地７番地１
破産者　青森セメント販売株式会社
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
青森県八戸市八太郎６丁目５番10号、旧住居表示青森県八戸市大字河原木字浜名谷地７番地１
破産者　八戸生コンクリート株式会社
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第７７４号
仙台市青葉区川平５丁目７番１号
破産者　株式会社コスモミックス協和
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７７５号
仙台市青葉区川平５丁目７番１号
破産者　株式会社キョーワエポック
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
仙台市太白区大谷地３番８号
破産者　大谷地造園土木株式会社
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
栃木県鹿沼市加園７番地１
破産者　齋藤　知明
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５号
栃木県那須塩原市埼玉92番地254
破産者　山崎　昭人
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８７号
栃木県那須塩原市黒磯６番地595
破産者　有限会社大森観光
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８８号
栃木県那須塩原市豊浦10番地728有限会社ミナミ内、前住所栃木県那須塩原市鍋掛1475番地569
破産者　髙須　謙一
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第９６号
栃木県大田原市佐良土884番地
破産者　永森　伸司
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第５８４号
埼玉県草加市西町104番地18
破産者　株式会社クラシックドリーム
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
埼玉県草加市新栄町197番地１、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市大字安行領根岸1920番地
破産者　有限会社佐田国工業
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
岡山県和気郡和気町岩戸852―１、住民票上の住所岡山市北区大供１丁目７番10号
破産者　藤原　秀徳
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２４号
福島市曽根田町７番地の２リエス曽根田406号
破産者　株式会社ムーンダイニンググループ
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１６号
京都府向日市物集女町出口５番地の30
破産者　有限会社中村エージェント
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
熊本市出水２丁目１番８―204号
破産者　有限会社ロイヤルシステムエンジニア
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部